

(関係部署にご回覧下さい)

回覧				
----	--	--	--	--

改正独占禁止法の解説講演会のご案内

主催 公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1 (赤坂K Sビル2階)

電話 03 (3585) 1241 Fax03 (3585) 1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

後援 公正取引委員会

ご案内のとおり、本年の通常国会で、独占禁止法の改正法案が成立しました。

このたびの改正は、課徴金制度の見直し等を内容とするものであり、課徴金の算定期間が現行最長3年から10年までの延長、排除措置命令及び課徴金納付命令の除斥期間が現行の5年から7年への延長、カルテルや談合による談合金、下請受注等により生じた経済的利得や売上高への課徴金の付加、主導的役割の類型に調査妨害行為の追加、業種別算定率の廃止など大幅に強化される一方、課徴金減免制度については事業者の実態解明への協力度合いに応じた減算率の付加といった公正取引委員会の調査に協力するインセンティブを高める仕組みが導入されるなどこれまでの一律かつ画一的なものから柔軟性を取り入れた制度へと大きく変更となっています。

改正法の一部は既に7月26日から施行されていますが、全面的な施行の期日は今後政令で定められることになっています。今後、施行までの間に、公正取引委員会において必要なガイドライン等を制定することになりますが、当協会では、今回の改正が独占禁止法の執行面で一企業に止まらず、企業グループ単位での活動にも大きな影響を及ぼすことになることに鑑み、改正法の内容及び施行になった場合の企業としての実務上の留意点などについて、改正法案の公正取引委員会事務総局の担当室長と、多くの独占禁止法事件に携わり独占禁止法に精通されている弁護士を講師にお招きし、解説をしていただくこととしました。

今回の改正は重要な内容が多く含まれており、是非ご参加いただきたいと存じます。

令和元年8月

- 日時 令和元年10月10日(木) 14:00~16:40
- 会場 日本教育会館 8階「第二会議室」
東京都千代田区一ツ橋2-6-2 電話 03-3230-2831
- 講演及び講師 **※第1部と第2部の時間を変更しておりますので、御了承願います。**
第1部 14:00~15:~~00~~30「改正独占禁止法について」
公正取引委員会事務総局 経済取引局企画室長 松本 博明 氏
※事情により、講師が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
第2部 15:~~40~~40~16:40「改正独占禁止法についての実務上の留意点ほか」
日比谷総合法律事務所 弁護士 多田 敏明 氏
- 参加料 公正取引協会会員 7,000円 一般 10,000円
(1名あたり料金(資料代込み)。別途消費税の負担が必要です。)
- 申込方法 裏面の申込書にご記入の上FAXでお申込みいただくか、当協会ホームページの[申込みフォーム](#)よりお申込みください。

お申込み受付後、参加料の請求書、受付票(会場案内図)をご送付申し上げます。

払込後の参加料の払戻しは致しませんので、ご都合の悪い場合は代理出席をお願い致します。

開催日より7日前以降のキャンセルは、参加料のご負担をお願い致しますのでご了承ください。

